

# 農と食のフロンティア推進特区制度のご案内

平成24年3月2日から平成28年3月31日までに  
新設・増設した施設や設備の

## 固定資産税を 5年間免税！

対象



**建物** 店舗・工場・倉庫・温室など



**建物の敷地** 取得から1年以内に建物の建設があったもの



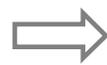
**設備** 耕運機・農業用乾燥機など



例えば・・・

200万円の農業用乾燥機（耐用年数7年）を平成24年3月2日に購入した場合、平成25年に課税される固定資産税

24,000円



0円

5年間で

69,000円

節税！

さらに、**法人税・所得税**が軽減される制度もあります。

指定申請書および指定事業実施計画書を提出し、仙台市から指定を受ける必要があります。  
特区内で農業を行っている方（特区外にお住まいの方含む）が対象となります。

### 申請・相談窓口

仙台市経済局東部農業復興室

住所：仙台市青葉区国分町3丁目6番1号 仙台市表小路仮庁舎（仙台パークビル9階）

電話：022-214-7329 FAX：022-214-8338

詳しくはホームページをご覧ください

[http://www.city.sendai.jp/business/d/1202481\\_1434.html](http://www.city.sendai.jp/business/d/1202481_1434.html)